



# 令和7年度 リスクマネジメント研修会 開催要項

## 1. 趣 旨

全国より先行して人口減少・高齢社会に突入している高知県では、令和3年度からの経過措置を経て、昨年度より運営規程の重要事項等のインターネット上での公表や、業務継続計画などの各委員会の設置など様々な取組の実施が義務化となりました。また、人材確保・育成、人件費・物価の高騰など施設等の運営・体制の環境は、ますます様々な問題に直面すると考えられます。

その中、今回は組織・施設が直面する可能性のあるハラスメントや家族・利用者からのクレームなど様々なリスクに対して意識高め、事例を基にそのリスクを最小限に抑えるための対策を学ぶことで利用者の安全の確保だけでなく、職員を守るために安心して働ける職場環境を作ることを目的として標記研修を開催します。

2. 主 催 高知県社会福祉法人経営者協議会・高知県老人福祉施設協議会

3. 日 時 令和7年10月9日（木）13:30～16:30

4. 開催方法 (1) 高知県立ふくし交流プラザ2階「多目的ホール」  
(2) オンライン（ZOOM）

5. 講 師 株式会社 安全な介護 代表取締役 山田 滋 氏

6. 内 容 「事例から学ぶ介護事故を巡る家族との賠償トラブル・訴訟への対応策」  
※詳しい内容は別添「介護リスクマネジメントセミナー」をご確認下さい。

7. 対 象 者 施設長・管理者・主任・リーダー（候補者含む）等

8. 参 加 費 会 員 ： 無 料 / 会 員 外 ： 3,000円（オンラインの場合は振込）

9. 定 員 (1)会場 80名程度 (2)オンライン 100名程度

10. 申込方法 別添「参加申込書」または Google フォームにて、申込期限までにお申込下さい。  
オンライン参加の方は Google フォームにてお申込をお願いします。

Google フォーム URL <https://forms.gle/WN9qM7expmdmGxgVA>

申込期限：令和7年9月22日（月）



11. その他 開催1週間前までに決定通知をお送りいたします。

## 12. 個人情報の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報及び事例に関する書類は、本研修会に使用する以外の目的に使用することはありません。

## 13. 問合せ・申込先

高知県社会福祉法人経営者協議会（事務局：鳴川）

高知県老人福祉施設協議会（事務局：小田）

〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 TEL. 088-844-4611 FAX. 088-844-9443

# 介護事故の賠償トラブル・訴訟への対応策

－なぜ賠償トラブル・訴訟は増え続けるのか？－

介護事故の賠償を巡るトラブルが増えています。一昔前とは家族の考え方も変わり「施設で事故に遭ったのだから補償があるのは当たり前」と公言する家族も出ています。また、事故後にキーパーソン（キーパーソン）の家族は納得しているのに、他の遺族が口を出してきて訴訟につながるようなケースもあります。このような、事故後の対応が難しい中で、どのように賠償トラブルに対応して行けば良いのでしょうか？ 過失や賠償に対する正しい知識と正しい主張、また、適切な助言者への援助要請も重要です。一旦弁護士が介入して訴訟を前提とした交渉になれば、大きな労力を強いられますから、事故後の対応を徹底する必要があります。

## 介護事故の賠償トラブル・訴訟への対応策の概要

### ■研修の目的

管理者や事故対策担当者の方は、一定レベルの過失判断の知識を習得する必要があります。事故直後の対応で過失が明白なのに謝罪しなければ、感情を害してトラブルになります。しかし、一方で不当な要求をしてくる家族に対しては、毅然と無過失を主張しなければなりません。保険会社やプロの保険代理店との連携も重要です。是非正しい知識を勉強してください。

### 《1》なぜ介護事故で賠償責任が発生するのか？

- ・賠償責任の法的根拠
- ・過失のある事故とはどんな事故か？
- ・介護事故で問題となる2種類の過失
- ・介護事故はなぜトラブルになりやすいのか？

### 《2》介護事故の賠償訴訟を巡る現状

- ・施設の実情を無視した賠償判決

### 《3》賠償訴訟は絶対に回避すべきか？

### 《4》賠償トラブル・訴訟への対応

- ・こんな事故は過失とみなされる
- ・保険会社と代理店はフル活用する
- ・賠償トラブルになりやすい3つのケース
- ・事故発生時の対応ミスによる過失の場合

### 講師プロフィール

山田 滋 早稲田大学法学部卒業と同時に現あいおいニッセイ同和損害保険入社。2006年7月よりインターリスク総研主席コンサルタント、2013年5月末あいおいニッセイ同和損保を退社。2014年4月より現職。

高齢者施設や介護事業者と取り組み、現場で積み上げた実践に基づくリスクマネジメントの方法論は、「わかりやすく実践的」と好評。各種団体や施設の要請により年間150回のセミナーをこなす。

### ●施設の実情を無視した賠償判決

#### 1. 平成13年静岡地裁の行方不明死亡事故の判例

認知症の利用者がデイサービスを抜け出して行方不明に、海で溺れて亡くなってしまった

**判決** → デイの職員が見守りを怠ったことが事故の原因であり、過失であるとして賠償責任を認めた

#### 2. 平成21年仙台地裁の転倒事故の判例

ショートステイで徘徊中の利用者が転倒して骨折、施設が見守りを怠ったのが原因として家族が訴訟提起

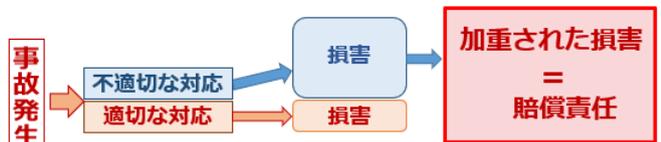
**判決** → 職員の人数を増やして見守りを強化すべきなのにこれを怠ったことが過失である  
見守りを増やしても事故を防げないのであれば、入所を拒否すべきだったのに、これを怠ったことが過失である

### ●事故発生時の対応ミスによる過失の場合

→適切な事故対応を怠ったため損害が拡大した

#### ■どんな事故が過失となるのか？

防げない事故（防ぐ義務がない）事故であっても、事故が発生した時に適切な対応を怠って重大事故につながれば、過失として賠償責任を問われます。ただし、賠償責任が発生するのは拡大した損害の部分だけとなります



動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 mail:soudan@nanasha.co.jp